

C.訪問看護利用料に関する確認書

主治医が訪問看護の必要を認めた方に、訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき訪問看護を提供し、別紙料金表に記載されている、基本利用料並びにその他の利用料をお支払いいただきます。

なお、下記に掲げる訪問看護療養費の加算については別途利用者の同意をいただいた上で、サービスのご提供及び費用の算定を行います。

■ 介護保険を適用する場合の訪問看護基本利用料

※印は、介護予防訪問看護(要支援の時)

説明 チェック	保険単位と基本利用料	時間内： 8時～18時	費用額 10割	利用者 負担1割	利用者 負担2割	利用者 負担3割
<input type="checkbox"/>	訪問看護Ⅰ 1:20分未満	313 単位 ※ 302 単位	3,568円 3,442円	357円 344円	714円 688円	1,071円 1,035円
	訪問看護Ⅰ 2:30分未満	470 単位 ※ 4509 単位	5,358円 5,130円	536円 513円	1,071円 1,026円	1,607円 1,539円
	訪問看護Ⅰ 3:30分以上60分未満	821 単位 ※ 792 単位	9,359円 9,029円	936円 903円	1,872円 1,806円	2,808円 2,709円
	訪問看護Ⅰ 4:60分以上90分未満	1,125 単位 ※ 1,087 単位	12,825円 12,391円	1,283円 1,239円	2,565円 2,478円	3,847円 3,717円
	理学療法による (1日3回以上90/100) 訪問の場合 20分 (1日3回以上50/100)	293 単位 ※ 283 単位	3,340円 3,226円	334円 323円	668円 645円	1,002円 969円
<input type="checkbox"/>	初回加算 初回の訪問看護を行った場合	1月につき 300 単位	3,420円	¥342円	684円	1,026円
<input type="checkbox"/>	退院時共同指導加算 病院、介護老人保健施設から退院、退所するにあたり主治医等と連携して在宅生活おける指導を行った場合	1回につき 600 単位	6,840円	684円	1,368円	2,052円

注 同一建物に対する減算に該当する場合

上記単位数の10%減

注 准看護師が指定訪問看護を行った場合

上記単位数の10%減

病状によって下記の料金が加算されます

説明 チェック	加算項目	費用額 10割	利用者 負担1割	利用者 負担2割	利用者 負担3割
<input type="checkbox"/>	特別管理加算(Ⅰ) 1月につき 500単位 ・特別な管理が必要とする厚生労働大臣が定める状態 ※に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合 ・在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている ・在宅気管切開患者指導管理を受けている ・気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している	5,700円	570円	1,140円	1,710円
<input type="checkbox"/>	特別管理加算(Ⅱ) 1月につき 250単位 ・特別な管理が必要とする厚生労働大臣が定める状態 ※に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合 ・在宅自己腹膜灌流指導管理等を受けている ・人工肛門又は人口膀胱を設置している ・真皮を超える褥瘡の状態 ・点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態	2,850円	285円	570円	855円
<input type="checkbox"/>	看護体制強化加算 指定訪問看護の提供体制の強化した場合	3,420円	342円	684円	972円

説明 チェック	追加項目	利用者 負担10割	利用者 負担1割	利用者 負担2割	利用者 負担3割
<input type="checkbox"/>	緊急時訪問看護加算 1月につき 574単位 利用者の同意を得て24時間連絡できる体制にあって 計画外の緊急時訪問を必要に応じて行う場合	6,544円	654円	1,308円	1,962円
<input type="checkbox"/>	ターミナルケア加算 2,000単位 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上 ターミナルケアを行った場合	22,800円	2,280円	4,560円	6,840円
<input type="checkbox"/>	複数名訪問加算 利用者の身体的な理由により、1人の 看護師等では訪問看護が困難な場合 など利用者の同意を得て複数の看護師 が訪問看護を行う場合	看護師の時 ・30分未満、254単位 4,583円 ・30分以上、402単位 2,291円 看護補助者の時 ・30分未満、201単位 3,614円 ・30分以上、317単位	290円 458円 229円 361円	580円 917円 458円 722円	870円 1,374円 687円 1,083円
<input type="checkbox"/>	長時間訪問看護加算 300単位 特別管理加算Ⅰ、Ⅱに対して、所要時間が1時間以上 1時間半未満の訪問看護を行った後に引続き訪問看護を 行う場合に通算した時間が1時間半以上になる場合	3,420円	342円	684円	1,026円

その他利用料

説明 チェック	その他	時間内 8時～18時	早朝6時～8時 夜間18時～22時	深夜 22時～6時
<input type="checkbox"/>	営業日以外(土・日・祝祭日等)に 訪問看護を利用する場合の加算	1時間毎に 3,000円	30%増 3,900円	50%増 4,500円
<input type="checkbox"/>	自費の訪問看護サービスを利用する 場合(平日 月～金)	1時間毎に 10,000円	30%増 13,000円	50%増 15,000円
<input type="checkbox"/>	自費の訪問看護サービスを営業日以外 (土・日・祝祭日等)に利用する場合	1時間毎に 12,000円	30%増 15,600円	50%増 18,000円
<input type="checkbox"/>	交通費	中央区、江東区、墨田区、江戸川区、葛飾区の地域は原則 無料です。ただし、上記以外の地域、緊急時の場合は実費 をいただきます。※車を使用した場合、片道1Km毎に200円		
<input type="checkbox"/>	死後の処置料	10,000円		
<input type="checkbox"/>	キャンセル料 利用者さまのご都合によりキャンセル になった場合(当社の都合や災害等の 理由による場合は対象外)	当日… 訪問看護基本療養費の100%		

※ 特別管理加算の対象となる状態とは

- ・在宅自己腹膜灌流指導管理 ・在宅血液透析指導管理 ・在宅酸素療法指導管理 ・在宅中心栄養法指導管理在宅中心静脈栄養法指導管理
- ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理 ・在宅自己導尿指導管理 ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 ・在宅悪性腫瘍患者指導管理
- ・在宅自己疼痛管理指導管理 ・在宅肺高血圧症患者指導管理 ・在宅気管切開患者指導管理 を受けている状態 ・気管カニューレ、ドレーンチューブ
又は留置カテーテルを使用している状態 ・人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 ・真皮を超える褥瘡の状態